

添付法令資料 4 :

金融サービス機構の主要当事者の再評価に関する 2018 年 12 月 27 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.34/POJK.03/2018 (目次)
公布の日から 1 か月後に施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 3 条)
第 2 章	再評価の範囲 (第 4 条及び第 5 条)
第 3 章	再評価の手續 (第 6 条及び第 7 条)
第 4 章	再評価の最終結果 (第 8 条及び第 9 条)
第 5 章	再評価の最終結果の結論 (第 10 条ないし第 16 条)
第 6 章	雑則 (第 17 条ないし第 19 条)
第 7 章	制裁 (第 20 条)
第 8 章	経過規定 (第 21 条及び第 22 条)
第 9 章	終則 (第 23 条及び第 24 条)